

## 資料

# インドの金融問題に関する インド準備銀行総裁の演説

インドは、東南アジア諸国の中では最も発達した金融市場を有している。しかし、その金融機構は複雑をきわめ、銀行と称されるものの中に、インド特有の経済・社会環境の中で形成されてきた質屋、金貸業的な小規模なものも含まれている。このためインドの金融関係法規あるいは公式の統計資料などからインドの金融の実情や問題点などを握るのが、むずかしいとされてきた。

ここに掲載するアイエンガー・インド準備銀行総裁の銀行協会年次総会(1961年8月)における演説は、その前段においてこうしたインドの複雑な銀行形態の全貌を解説するとともに、その銀行制度改善の緊要なことを強調し、現に実施されつつある弱小銀行の合併、整理問題に触れている。その後段においては、最近の預貸率の上昇傾向を警告し、これと関連してわが国のオーバー・ローンにも言及しているほか、準備銀行が国債価格維持のために低金利政策をとらざるをえない立場やインドの金利構造の二重性などが明らかにされている。本演説は、インドが金融機構の近代化を進めるにあたって直面している諸問題、金利の実情、準備銀行の金融政策の背景をうかがい知るうえに好適な資料と思われる所以で、ここに全文を訳出し紹介することとした。なお、小見出しありは訳者において適宜付したものである。

## 1. 複雑な銀行形態

わたくしは例年本銀行総会において、銀行協会の内部的な問題よりむしろ銀行家に興味のある一般経済問題を中心演説をしてきた。本日は、大衆にとっても関心のあるいっそう多面的問題についてお話ししたい。

1960年8月の本総会においてわたくしが演説して以来、銀行の経営健全化と公共性の問題が一般的耳目に触れるようになった。政府はこの1年間本行の勧告に基づいて一部の銀行に対し支払猶予の命令(orders of moratorium)を出し、あるいは合併を指示するなど銀行健全化に関する種々の措置をとってきた。また最近では、本行がある銀行に対して清算手続にはいることを指示したケースもある。これらの事がらは、銀行界にとって引き続き関心的となっている。しかし、この問題については、統計的な数字はともかくとして、その基礎にある事実をわかりやすく解説したものがなく、一般に熟知されていないので、以下にこの間の事情を明らかにしたい。

1960年8月末この席で、わたくしが演説したとき、インドには345の商業銀行があり、このうち94の指定銀行と251の非指定銀行があった。指定

銀行と非指定銀行の差異は、一般にまだよく知られておらず、加えるに指定銀行のうちの認可銀行(訳注1)と未認可銀行(訳注2)の区別がはっきりしない。また非指定銀行の大部分は未認可銀行であるがこれについても大衆にははっきりわかっていない。

インドの銀行は、認可指定銀行、未認可指定銀行、認可非指定銀行および未認可非指定銀行によって構成される奇形的な集合体である。このような形態はインド特有の経済・社会環境の中で育ち、こんにちまで温存されている。わたくしは、ここではこのような銀行形態の発生や各タイプの銀行の相違やその預金者の特徴などの説明はさし控えたい。というのは現在の混乱した形態が遠からざる将来において銀行史研究上の興味の対象にとどまる日がくると思うからである。ただここでは指定銀行と非指定銀行を区別する一つの重要なめどとして規模の大きさをあげておくが、この判断の基準が、いつもあてはまるとは限らない。原則としては、非指定銀行は資本金と積立金の合計が50万ルピー(約37百万円)以下のものであるが、非指定銀行の中には50万ルピー以上のものもかなりある。もっとも指定銀行には、資本金と積立金の合計が50万ルピー以下のものはない。1960年8月末

(訳注1) 1949年 Banking Company Act —銀行会社法— に基づき認可された銀行で、業務地域や店舗数に応じ一定の資産および資格を備えている銀行。

(訳注2) 上記の認可条件を備えていないが、銀行会社法施行時に現存し、過渡的に銀行業務を許されたもの。

における 251 の非指定銀行のうち資本金と積立金の合計が 10 万ルピー(約 7.5 百万円)以下のものは 69 行、10 万ルピーから 50 万ルピーのもの 144 行で、残り 38 行が 50 万ルピー以上となっている。かくて数の上からだけでは、ごく小規模な非指定銀行がインドの銀行界を支配しているように見える。しかし、預金についてみればその事情は全く違ったものとなる。すなわち 1960 年 8 月末における非指定銀行の預金残高は、全商業銀行の総預金残高の 2.5 % にすぎず、指定銀行のそれは 97.5 % を占めている。また、認可銀行と未認可銀行についてみると前者が総預金残高の 94.7 % を占め、後者はわずか 5.3 % にすぎない。

したがって、銀行制度改善の問題は、数の上からは、非常に多数の銀行にかかわりがあるが、預金量からいえば全商業銀行の総預金のごく一部に關する問題なのである。

## 2. 銀行制度の改善

本行が商業銀行業務の健全化のために行使できる権限は、1960 年 8 月まではかなり限定されたものであった。本行は、商業銀行の業務に対する検査、指示および銀行監査官の任命などの権限を有していた。しかし、商業銀行業務の運営上の責任はなんといっても当該銀行の経営者自身にある。本行の制裁としては、商業銀行がどうしてもいうことを聞かない場合にのみ、強制的に清算にはいるよう指示しうるだけであった。このようなドラスチックな措置は預金者の利益を保護するために、他の対策がない場合に限って、用いられるところになっていた。

ところで、1960 年 8 月パライ・セントラル・バンク(訳注 3) の破産事件がおきたとき、本行にまず向けられた非難というのは、ずるずる援助を与えずにもっと早期に清算を求めるべきであったということである。わたくしは、この事件について、かりに本行がもっと早く、清算を指示したとしても、おそらく、かなりの批判があったことと思う。しかし、このときの批判を契機として 1960 年 9

月に法律(訳注 4) が改正され、銀行制度の改善や弱小銀行の合併などの権限が本行に与えられることとなった。それまでは強制的に清算にはいるよう指示することはできたが、政府も本行も銀行の合併や再建整備を強制する権限はなかったのである。このほか改正法により本行が個々のケースについて適切な措置を検討してこれを勧告するため十分な時間を持ちうるよう支払猶予令を宣言する権限も与えられた。もっとも、支払猶予令あるいは合併、再建整備を宣言する場合の手続は本行の勧告に従い政府がこれを行なう建前をとる。

本行が支払猶予令、あるいは合併、再建整備の宣言を行なうべきかどうかを決定する場合には、商業銀行がどの程度の状況にあるときにどのような手段をとるかという基準を立てておくことが必要となる。最初は当該銀行に取付けがあって、本行が緊急融資を行なってもささえることが不可能な場合、またはその銀行の資産が取りくずされて健全な運営ができないほど経理内容が悪化した場合に限られていた。法律改正直後、支払猶予令、合併などを宣言したケースは上述のような場合であったので、ほとんど非難はなかった。しかし、その後本行は、大衆にとっては、非常措置が必要であるかどうかはっきりしない場合、たとえばある銀行の業態がただちに取付けの危険があるというほどでもないが長年にわたって不健全であるといった場合にも介入するようになった。

銀行会社法は銀行の認可条件として、健全な銀行とは「預金者の現在または将来における請求を満たすよう支払のための準備を有すること、また認可銀行は将来預金者の利益をそこなうような方法で運営されなければならない」ことを規定している。実際には資本金、準備金あるいは預金の状態、流動性ポジション、貸出の健全性などや経営一般における慎重な運営ぶりが基準となる。もとより各種のタイプの銀行があり、その性格も違うので、ケース・バイ・ケースで判断されなければならない。ところで、ただちに危険というほどでもないが、健全性が十分でないという二、三の銀

(訳注 3) ケララ州の民間商業銀行。

(訳注 4) 銀行会社法。

行に本行が介入したときには、本行は当該銀行から、またある場合にはその銀行の利害関係者から、介入が早すぎると非難された。

本行の勧告に基づいて政府は、過去数か月間に35の銀行に介入した。この35行中9行は、当該銀行自身でも支払猶予を求め、また他の10行の資金ポジションは絶望と判断されるものであった。残り16行のポジションも近い将来において健全化する可能性がないほどのものであった。なお、上記銀行の再建整備については14行がすでに他の銀行と合併され、1行が裁判所によって解散を命ぜられ、現在残り20行の合併計画が進行中である。これら35行の総預金残高は、1960年8月末190百万ルピーで、未認可銀行の総預金残高の18%にあたる。したがって、未認可銀行の預金についていえば、5分の1か6分の1の問題が現在解決されつつあるといえよう。本行および政府が当面している問題は、いかに早く残りの問題に対処するかにある。

銀行制度の改善は、二つのやや趣を異にする問題を含んでいる。第1は、預金者の利益をあぶなくするか、あぶなくするような方法で運営されている銀行の問題である。換言すれば、不健全な銀行があることであり、銀行全体を強化し、信用を高めるためには、ぜひ取り上げなければならない問題といえよう。第2は、預金者の利益を脅かしていないし、そのような可能性もないという意味では不健全ではないが、その実態が社会の要請する銀行業務に従事するものでなく、単に「銀行」という名称を冠して信頼を得ている金融機関の問題である。そのような金融機関は大部分が質屋または金貸業者で、多くの場合金利を規制した地方条例の適用を避ける目的で「銀行」と称している(訳注5)。この種の金融機関は多数に上るので全体としてみればかなり力を持っている。ただこの種の金融機関は、かりに合法的な銀行業務に従事している場合でも、個々の規模が非常に小さいので発展性をもっていない。小規模の銀行側の声としては、「単一小銀行(訳注6)は、それ相応の価値が

あり、その営業は、大銀行の支店よりも地方を活気づけるのに役立つ。というのは単一小銀行の運営は、借り手や地方の経済事情に密着しており、地方の要求に奉仕しやすい立場にある」という見解がしばしば述べられてきた。このような考え方から、インドにおいては小銀行の数はおびただしいが、それらが合理的に運営されるならば、存続すべきであり、合併の必要はないとされてきた。

われわれの直面している問題を実際的に解決するにあたって、単一小銀行と支店銀行のいずれが有益であるかを議論することはあまり意味がない。単一銀行のパターンは米国にみられるが、その他の国では支店銀行が普及している。米国で単一銀行が普及しているのは歴史的な理由による。それは、マニー・トラストや強力な独占企業の支配力に対する懼れから制度化されたものであり、金融機関に対する米国の政治的な態度によるものであろう。

一方、英国は少数の有力銀行が、数百の支店をあらゆる地域に設けて、サービスの行き届いた運営をしている。支店銀行に比べて、単一小銀行のほうが理論的に好ましいとしても、インドにおける経験ではうまくいっていないか、あるいは失敗している。もし単一小銀行がうまくいっているなら、これを存続すべからずとする理由はない。単一小銀行が好ましくないのは単一銀行対支店銀行に関するアカデミックな見解からではない。

これに関して、わたくしは次のことをだけを指摘しておきたい。全般的にいってインドにおいては単一小銀行は成功していない。もちろん数はわずかではあるが良く運営されている単一小銀行もあるが、これらには公認銀行の資格が与えられている。

銀行制度の改善をどの程度まで拡大し、またどのようなペースで行なうかに関しての最終的な検討と決定は、法律上の権限を有する政府にゆだねられている。

あえて私見を述べれば、認可指定銀行、未認可

(訳注5) これは指定銀行、認可銀行以外の「銀行」であるが、この種銀行については、金利を規制する取締まりが事実上ないためその盲点を突いたものとみられる。

(訳注6) 1行1店舗の小銀行。

指定銀行、認可非指定銀行、未認可非指定銀行からなる形態は非常に混乱したものであり存続させるべきではないと考える。銀行の形態としては、認可銀行だけで十分である。現存営業中の多数の銀行が、不健全のゆえに合併もしくは再建整備によって、整理されているのは不幸なことである。このような事態はその銀行株主あるいは経営者の忌むところかもしれない。しかし「十分に信頼のおける銀行」たるべしというわれわれの要請、つまり大衆の利益よりも、株主や経営者の利害のほうが重要であるかどうかは問題であろう。

わたくしは1960年の本総会において、預金保証制度(deposit insurance scheme)の必要について述べた。この案はまだ商業銀行との利害関係の調整をみるまでに至っていないが、近く法規が制定されて預金保証基金が発足することを期待している。これが実施されれば、銀行の合併や再建整備が促進され、小額預金者を保護することが可能になると確信する(訳注7)。

### 3. 商業銀行の信用回復

これまで銀行の健全性および弱小銀行の再建整備の必要性について述べてきたことから、インドの銀行には、なにか欠陥があるのではないかとの感じをもたれるかもしれない。しかし、実際には、再三述べてきたように、預金についていえば、その95%までが、健全経営の銀行の保有するところであり、問題のある銀行の預金はごく少額にすぎない。幸いにも、一般の預金者はこのことを熟知しており、これは預金の伸びが証明するところでもある。

パライ・セントラル・バンクが破産した1960年下期には、預金が伸び悩みを示し、一般に商業銀行にはもう預金が集まらないのではないかとの印象さえ生じたようであった。この預金の伸び悩みは地方によっては商業銀行に対する信用の欠如によるものもあったことは否定できないが、やはり一般経済情勢によるところが大であったといえよう。最近預金は著増を示している。大衆はこの預

金の増加には、米国余剰農産物見返り資金が含まれており、実勢を反映していないのではないかとの疑念をもっているようである。事実米国余剰農産物見返り資金がある期間の預金の伸び率を実勢以上に高めたことがあった。また1960~61年の預金水準があたかも急減したような印象を与えていたが、これは同資金の勘定がはずされたためである。したがって、預金の伸びの実勢をつかむためには同資金を控除してみなければならない。過去5か年の指定銀行の総預金(米国余剰農産物見返り資金を除く、以下同じ)は次のとおりである。

	総預金残高 百万ルピー	伸び率 %
1956年	10,470	
1957年	11,860	13.3
1958年	13,180	11.1
1959年	14,740	11.8
1960年	15,660	6.2

ここに1961年上期の計数もあるので、過去各5年の同期と比べてみると、次のようになっている。

	預金増 百万ルピー
1956年上期	5001
1957年	920
1958年	970
1959年	910
1960年	930
1961年	980

上記計数をみれば、1961年上期の預金の増加額が過去5年のいずれの年の同期よりも大きいことは明らかであり、これは多少動搖した商業銀行に対する信用が完全に回復されたことを示すものといえよう。最近本行の対政府貸出が縮小し、また外貨準備がますます減少して国内資金が吸収されているので、マネー・サプライの伸びが小さくなっているにもかかわらず上記銀行預金の増大をみたことを留意すべきであろう。かかる銀行に対する信用の回復ということについて、ここ数年間低

(訳注7) 現在検討中の預金保証制度案によれば、不良銀行の再建整備にあたっては、大口預金者の債権を一部たな上げすることにより、小口預金者の債権を保全することとなる模様。

迷していた銀行株の株価が1960年中には騰貴したことも忘れてはならない。7月15日までの1年間に総合株価指数が176.4から182.6に上がったのに対し、銀行株式の株価指数は185.9から225.3に上がっているのである。

#### 4. 金融引締め問題

さて次には、多くの銀行が悩んでいる問題、すなわち本行のいわゆる金融引締めの問題に移ろう。本行が金融引締めを行なったため、製造業者が影響を受けているという印象が生まれているようであるが、これは本行の意図したことではなく、またわたくしの知る限りでは正しいとはいえない。

ところで一般に金融引締めといえば、本行が1960年10月1日に発した指令すなわち商業銀行貸出に対する高率適用制度の実施(商業銀行に対する貸出のうち最低歩合適用限度額をこえる分については、4%の公定歩合をこえ最高6%までの利率を適用)を想起するであろう。もとより本行は本措置により金融市场に若干自粛を求め資金需要を抑制することを意図したのであったが、その趣旨を逸脱しないかぎりにおいては、本行は信用供与の総量について寛大であった。たとえば、手形市場育成計画(Bill Market Scheme)に乗る商手など手形貸出については、本行は1960年の金融繁忙期(訳注8)に1,380百万ルピーの別ワク(訳注9)をそのままにしておいたのである(なお、本行の貸出歩合が公定歩合4%一本であった1960年にはこれが540百万ルピーであった)。しかし実際には商業銀行の借入残は最高460百万ルピーであったから、上記の別ワクの大部分が利用されなかつたわけである。

高率適用制度が実施されると商業銀行の資金コストが上昇するので、商業銀行の本行借入が抑制される筋合いにある。しかし、本行は高率適用制度実施と同時に市中貸出金利を強制的に最低16%方引き上げさせ、実際には銀行の貸出金利は一般

に16%以上の引き上げをみた。商業銀行は本行借入のうち高率適用分については以前より高い利息を支払わなければならないが、商業銀行の貸出については一率に金利を引き上げることができたということを忘れてはならない(訳注10)。したがって、もし製造業者が真に必要とする資金までも実際に商業銀行から借りられなかつたという声があったとしても、これをいわゆる本行の金融引締め、つまり高率適用制度の責めに帰することはできないのである。

もとより商業銀行側にも運営上の困難がある。銀行の預貸率は最近上昇しつつあり、1960年末から1961年春にかけての金融繁忙期には預金残高から米国余剰農産物見返り資金を除けば、79%にも達したのであった。もし銀行がもっと本行借入を行なって貸出を増加したならば、預貸率は上記の79%よりもっと高くなっていたかもしれない。かりにこのような挙に出ればかならずや世人の批判を受けていたことであろう。

#### 5. 預貸率の問題

預貸率は最近英國や米国そのよりも非常に高くなっている。これら諸国では、預貸率は通常50~55%以上には上昇しない。英國や米国の採用しているこの安全性の限界は、銀行業の近代化が遅れているインドにおいても守られなければならないと思う。これは合理的なことであり、一般的にいって、銀行としては前述の金融繁忙期のような高預貸率の状態に陥らないようにするのが正しい行き方であろう。

しかし実際にはジレンマに悩んでいる銀行もある。これら銀行は経営良好で顧客層も一流であるが、その預金が増大しつつある資金需要に追いつかないのである。これは一体どうしたらいいのであろうか。前述の英國や米国の伝統的な行き方は日本では無視されており、最近では預貸率が100%以上にも達している(訳注11)。

日本の例はもとより研究に値するであろう。し

(訳注8) 11月~4月。

(訳注9) 金利は公定歩合の16%安。

(訳注10) インド準備銀行は、市中貸出金利を引き上げさせることにより、商業銀行が利ざや縮小を理由に必要以上に貸出をしづることのないように配慮していることを意味しているものとみられる。

(訳注11) 36年10月中の全国銀行平均残高預貸率は107.7%。

かし日本の銀行がオーバー・ローンに陥るに至った特殊事情を完全に理解せずにこれに従うことは危険だと思う。日本においては、銀行と企業とがインドにおけるよりも密接な関係を有し、また企業の設備投資はその資金源を銀行に大きく依存しているのであって、その意味では日本の銀行は伝統的に企業と「ゆき」関係にあるといえよう。日本では資本市場を通ずる資金調達の割合がインドよりもはるかに小さい。もし日本が預貸率に関して伝統的な安全性の限界を守っていたならば、日本産業の戦後における奇跡的な発展は不可能であったであろう。しかし日本経済が銀行経営上伝統を無視した危険なことをやってのけることができたのは特殊要因があったからである。すなわち日本においては長い間銀行の破産がなく、銀行には全幅の信頼がおかれており、また国民は戦争により荒廃に帰した経済を立て直そうとする強い意欲に燃えていた。いまや日本経済は全く復興し力も養われたので、日本の金融界首脳部は伝統的な安全性の限界に復帰すべきであるとの感じを持ちはじめている。

インドの銀行の中にも預貸率について伝統に捉われなくてもいいほどきわめて有力なものもあることは認めるけれども、現状においては日本の例にならうことは明らかに賢明ではないと思われる。貸出増加の問題を長期にわたって解決する方法は銀行がもっと預金を獲得すること以外にはありえない。もとより増大しつつある企業の資金需要に対して貸し応ずるため当面の対策として本行借入に依存することもやむをえないことではあるが、その場合でも本行の融資総額はその時々の経済情勢いかんによってきまるのである。

## 6. 金利と準備銀行の政策

次に金利問題についていえば、インドの企業は長い間比較的低金利に慣れているので、金利の引上げに対して感覚的に即応できないという事実に留意しなければならない。インドの公表金利は大企業向けの低い金利のほうが多いので、外国では

インドのこの低金利が資本の絶対的不足ということとどのように結びつくかわからないという印象が生じているようである。しかし経済全体をみた場合にはこれは正しくない。たとえば大部分の農家に対する金利は、ときに不合理とさえ思われるほどきわめて高率である。小規模の商社あるいは小企業向け金利も高く、比較的低利で融資を受けるのは大企業と政府だけである。インドのやや不均衡な金利体系を合理化するためにはまず公定歩合を引き上げるべきであるということがよく議論されているが、これはきわめて複雑な問題である。1960年の本総会において、わたくしは金融政策の一手段としての公定歩合について若干触れたので再言する必要はないのであるが、簡単に補足したいと思う。公定歩合の重要性は国により異なっている。たとえば工業・農業・牧羊・酪農の面で急テンポで伸びている豪州では周知のように公定歩合が全然公表されていない。豪州では商業銀行が連邦準備銀行に借入を申し込むと貸出額と金利は極秘裡に決められることになっており、これはちょうど一般顧客が商業銀行に借入申込みをする場合と同じである。したがって連邦準備銀行と当該商業銀行以外にはその適用金利を知りえないわけである。実際には中央銀行からの借入がまれにしか生じないという事情もあるが、ともかく公定歩合が公表されなくともすんできているのである。またカナダの公定歩合は、金融市场をリードするというよりは、市場の実勢にスライドして変動する仕組みになっている(訳注12)。また英国では公定歩合の引上げは、とくにそれが大幅であるときは、短期間に国内の資金需要を抑制し、同時に国際収支面でも即効をあげることができる。しかし公定歩合の引上げが、通例に照らして、一時的なものであろうとみられる場合には、長期債の利回りにはほとんどあるいは全く影響を及ぼさない。ところがインドにおいては、公定歩合変更の意味は一般的な公式どおりではないのであって、インドの特殊な金融経済情勢と結びつけてみてはじめて理解されるものである。

(訳注12) 毎週91日もの大蔵省証券入札平均利回りの0.25%高に定められる。

インドにおいて、公定歩合を変更するということは、諸外国の場合とは違って金利体系を根本的に変更することになる。公定歩合の変更があまりひん繁に行なわれない理由もここにある。インドにおいては、公定歩合の変更を行なう場合、資本市場で先進諸国に比べてはるかに大きな役割を演じている国債の価格に与える影響を考慮することがとくに肝要である。銀行、保険会社などの金融機関は法令によりその資金の一部をもって国債を保有しなければならないことになっている(訳注13)。したがって、一方においては国債の利率を有利に定める必要があるが、しかも他方においては国債の価格を著しく低落させるような政策は避けなければならない。これまでやってきた公債政策(金利政策)は国債市場への影響を最小限度に食い止めることができたと思う。過去10年間インドでは公定歩合の変更はほとんど行なわれなかったのであるが、本行の貸出平均利率は事実上1956年末の約3½%から1960年末より1961年春にかけての金融繁忙期には約5¼%にまで上昇している。このことはおそらくあまり知られていないであろう。この本行貸出平均利率に印紙税の0.2%を加算すると、商業銀行の本行借入コストは事実上ほぼ5½%になる。しかも本行借入の少なからぬ部分が6%の高率適用の対象となっており、この場合には印紙税を含めると6.2%にも達することになる。すなわち高率適用制度を実施したことによって国債などの証券市場を混乱させることなしに本行の貸出歩合を適切に調整することに成功したといえよう。1960年の本総会においても述べたように、これは非弾力的な政策がかならずしも賢明ではなく、また時としては不可能できえある、と

いう一つの事例である。政府の最近における財政投融資のやり方をみても、弾力的で実際的な政策のとられていることがわかる。

長い目で見た場合、政策としてはもとより中小企業向け金利の低下をはからねばならないが、これにはまず商業銀行などの大幅な整備を推進していくことが必須の条件となる。この間にもしも大企業向けの金利が上がれば、合理的な金利体系がそれだけ早くできあがることになろう。この金利引上げによって大企業のこうむる損失は、一応コストが上昇しても国内産業保護によって利潤をあげうるので、これに吸収され、たいしたことはあるまいと思われる。

## 7. 結　　び

なおお話ししなければならない重要問題が山積しているが、時間も長くなるので、二つの点だけあげて結びとしたい。第1に、決断と理解があれば、比較的短期間、たとえば二、三年の間に銀行制度を改善しインドの銀行を認可銀行の1種類だけにしほり、銀行の大小を問わず認可制とし、預金保証制度の対象とすることができよう。しかしそれだけでは能事終わりとしない。第2に銀行は預金を集め貸し出すだけの媒体ではなく、商工業の分野において種々のサービスを与える媒体でもなければならない。したがって銀行は不斷にこのサービスの改善に務めなければならない。このためには、あらゆる面で銀行の経営者と職員とが一致協力することが必要であろう。終りに、多年にわたってインドの銀行の機能を阻害してきた内部的な障害が除かれ、新時代への礎石が置かれるであろうことを切望しておく。

(訳注13) たとえば、銀行は銀行会社法により支払準備として定期性および要求預金の20%以上を現金、証券などで、保有すべきことを義務づけられている。